第４回
奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

日　時：平成１８年　８月　２日

午後６：００～

場　所：庁舎北棟６階　２２会議室

次　　第

開　　会

１．部長挨拶

２．報　　告

（１）「移転成功のために私たちが出来ることを考える」

森住　明弘委員

（２）「海外ではどの様な工夫でこの問題を解決しようとしているのか

米国・韓国の例を中心として」

郡嶌　孝委員長

３．議　　事

（１）第３回策定委員会議事録概要版の確認

（２）ごみ焼却施設の候補地選定方法（素案）について

（３）今後の開催日程について

閉　　会

（事前配布資料一覧）

報告資料

「移転成功のために私たちが出来ることを考える」　森住委員

資料１　　第３回策定委員会議事録概要版

資料２　　ごみ焼却施設の候補地選定方法（素案）

（当日配布資料）

１．吉田委員他４名よりの意見書（２００６年７月２７日付）

２．広域ネガティブマップ（案）

（土地利用規制関連）

（自然環境保全関係　１／２）

（自然環境保全関係　２／２）

≪策定委員会の開催概要≫

・第４回策定委員会開催概要概要及び議事録概要版

第４回委員会	
報告資料	H18.8.2

移転成功のために私たちができることを考える

NPO法人　大阪ごみを考える会
理事長　　森　住　明　弘

１．３０年間、住民側のアドバイザーとして関わってきて

＜１＞埋立地問題では先進的

◎ごみ処理施設や下水処理場などの“迷惑施設”と呼ばれる施設建設に直面した住民の支援を主な仕事にしてきた。

◎約３０年前、天理市住民が問題提起した奈良市の米谷の埋立施設建設問題に関わらしてもらった。

◎住民側・行政側の真摯な努力により、見事に平和的解決！

①県の調停委員会が、よそと違い、“住民寄り”で、住民の不安解消に役立つ施策を積極的に行政に勧めてくれた。

②ボーリング調査をするなど、当時としては珍しい充実したアセスを実施し、建設後も水質監視をできるようにした。

＜２＞焼却施設移転問題では後進的

◎このスタンスで、奈良市側が焼却工場移転問題も対応していれば、先進的解決事例を全国に示せていたと思う。

◎しかし、“いうは易し・・”で、愛知県津島市他１１町村が解決したような、住民と操業協定を結び、一定期間操業後移転するという先進的解決に尽力する幹部職員が現れなかった。

◎それは、現実の紛争現場で何が主要争点になり、それに行政側としてどう関わるとよいのか？を学習する“開明”派の職員がいなかったからである。

＜３＞主要争点の変化

◎８０年代頃までは公害の有無が主要争点

◎しかし、これは技術的対策により“裁判で勝てる”状況でなくなる。

◎それで、アセスの実施法が主要争点になり、住民の参加対策が徐々に充実。

◎建設過程と、操業後の意志決定の“不透明さ”が主要争点になり、“夢と現実の落差”を指摘され、行政の信用度の高低が問われるようになる。

＜４＞行政側に望むこと

◎「官」に「忠」にならんとすると「公」に「忠」ならずのジレンマ問題であると自覚して欲しい。

◎非当事者の時は、“どこかに必要”と、「理」ではわかってくれるのに、いざ当事者になると“イヤ！”という「情」が先立つのはなぜだろう？

◎今から見ると「黒船」は先進文明の象徴であったとわかるが、当時は“たった四杯で夜も眠れな”かったから、“開国”でなく“攘夷！”が多数派になったのではないだろう

か？
◎開明派のリーダー達は、この不安心理を活用して旧体制を潰し新体制に移行させ「開国」した。
◎残念ながらごみ処理施設は、いくら「理」で説明しても、「情」で攘夷！したい「黒船」
◎建設されると、“悪いことが起こるのでは？”という懸念を払拭できないから
◎それなのに、奈良市側は「官」の現状(=旧体制）に「忠」になろうとするため、これ　まで指摘したような候補地住民の不安と不信を高めざるを得ない施策を頻発する。

＜５＞私たちが「公」に「忠」になる道を探そう
◎今の場合の「義」とは何？＝迷惑施設と共存すること。
◎「忠」とは何？＝ホンネで共存できる気持ちになること。
◎そのための受け入れ条件を「官」任せにせず先ず探し、自分の居住地区の住民に説明し“攘夷！”心を和らげてもらうこと＝「公」ではないだろうか？
◎これまでのように「官」が主演者、私たちが助言者の旧体制でなく、私たちが主演者で「官」が助言者の新体制に移行させる道を探すことが肝要

＜６＞当面した方がよいこと
◎先ず学習する必要があるのは、現在の清掃工場の運用実態と、周辺住民のそれに対する評価・批判を、私たちの目線で見て感じること。
◎その次に、全国の先進地区の現状を知るため、調査に赴き、行政側・住民側のホンネを聞き、私たちが何をしたらよいか？と、何をしたらいけないか？を学ぶこと。
◎それらと並行して、候補地を絞り込み、そこの住民との関係性の創り方を議論し、実践していくこと。

第４回委員会	
資料　２	H18.8.2

ごみ焼却施設の候補地選定方法（素案）

１．　候補地選定調査の概要

（1）選定方法

①広域候補地区の選定（第1次選定）

１次選定では、土地利用並びに自然環境保全規制の状況等の法規制により建設できない箇所、「ごみ焼却施設の移転候補地区を選定する際の基本条件」の項目の広域的条件を考慮し反映した広域的な候補地区を選定する。また、施設の必要性についても整理、確認する。

選定の方法としては、「法規制により建設できない市街化区域（用途地域）」や、基本条件の「②自然環境を保持するため」、「③生活環境を保全するため」、「⑥将来にわたって土地利用が決まっている地区」の中から採用された条件を行政区域に重ねた広域ネガティブマップを作成し、その重ね合わせにより候補地区ゾーン（半径 1km程度）（以下、「広域候補地区」と呼称する。）を選定する。

②狭域候補地区の選定（第2次選定）

１次選定において選定された「広域候補地区」において、「ごみ焼却施設の移転候補地区を選定する際の基本条件」の項目の狭域的条件、公共施設の立地及び現況の土地利用状況をもとにして、自然災害の危険性、社会的基盤整備状況（道路、用水、排水、電力等）を考慮した狭域的な候補地区を抽出する。

選定の方法としては、狭域ネガティブマップとして、「現状の土地利用状況」及び基本条件の「①300m以内の学校等の条件」、「④防災面での条件」から採用された条件によるマップを作成し、狭域ポジティブマップとして基本条件の「⑦・⑧の社会的基盤状況」から採用された条件によるマップを作成し、その重ね合わせにより候補地区ゾーン（施設規模により算出された概算必要面積を候補地区の中に確保可能か具体的な施設立地が想定できる程度）（以下、「狭域候補地区」と呼称する。）を想定する。

◎比較検討方針の決定

２次選定終了後、３次選定前に移転建設用地の比較検討方針の決定を行う。

③移転建設用地の選定（第3次選定）

２次選定において選定された「狭域候補地区」において、広域的観点からは読み取ることのできない要素や狭い範囲での地域特性、将来の発展性を考慮するとともに、基本条件の⑤収集運搬効率、収集運搬コストを考慮及び用地取得の容易さ等を考慮して、「狭域候補地区」の比較検討を行い、移転建設用地を選定する。

※注

- ネガティブマップ（施設立地回避地図）
  - 地図上に立地を回避すべき地域を示したもの。
  - 自然環境条件、土地利用規制、現況土地利用などの観点から立地することが望ましくない地域を示した地図。
- ポジティブマップ（施設立地適地地図）
  - 地図上に、立地を誘導すべき地域を示したもの。
  - ごみ運搬コスト、幹線道路アクセス条件、インフラ整備状況、建設想定敷地面積等から立地に適していると考えられる地域を示した地図。

（２）調査フロー

前ページに記載した選定方法をフロー図にしたものを以下に示す。

ごみ焼却施設の移転候補地を選定する際の基本条件における調査検討項目表（素案）

基本条件	調査検討項目	広域マップでの検討	狭域マップでの検討	選定時期
① 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。	学校、幼稚園、保育園・・・ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 保育園 専修学校 スクール 語学スクール、ロースクールなど	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	2次選定
	病院・・・ 病床数20床以上 ・・・医療法に定められる病院 病床数19床以下 ・・・医療法に定められる診療所 介護老人保健施設 助産所	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	
	住宅地群	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	
② 自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等には設けないこと。	自然公園地域・・・ 特別保護地域 特別地域	可	再確認	1次選定
	環境保全地区・・・	可	再確認	
	歴史的風土保存地区・・・ 特別保存地区 保存地区	可	再確認	
	風致地区・・・	可	再確認	
	鳥獣特別保護地区・・・	可	再確認	
	水道水源特別保護区域・・・	可	再確認	
③ 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域（都市計画法）等には設けないこと。	用途地域	—	—	1次選定
	工業系用途地域	可	再確認	
	工業系用途地域以外	可	再確認	
	人口集中地区（DID）	可	再確認	
④ 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。	地すべり防止区域・・・	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	2次選定 or 3次選定
	急傾斜地崩落危険区域・・・	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	
	断層帯等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	
⑤ ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。	収集運搬コストシミュレーション	精度の高い検討とするため 数箇所の候補地絞込後の 検討とすることが有効	可	3次選定
⑥ 将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと。	都市公園	可	再確認	1次選定
	国営総合農地開発事業 ほ場整備事業地区	可	再確認	
⑦ 主な搬出入のための道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること。	国道、県道 道路幅員等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	2次選定 or 3次選定
⑧ 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。	高圧、特別高圧受電 都市ガス 上下水道等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適さない	可	2次選定 or 3次選定
⑨ その他の条件	上記以外の追加調査検討項目			

第 4 回 委 員 会	
意 見 書	H18.8.2

2006年7月27日

奈良市ごみ焼却施設
移転建設計画策定委員会
委員長　郡嶌　孝　殿

意見書

委員　吉田隆一
委員　国領弘治
委員　阪本昌彦
委員　佐藤真理
委員　田中啓義

1　はじめに

過日、第４回委員会の資料として、資料２「ごみ焼却施設の候補地選定方法（素案）」が配布されました。この資料は、抽象的な選定方法のシミュレーションに過ぎません。

第４回委員会のための配布資料が、このような抽象的な選定方法のシミュレーションに止まったのは、前回、中継基地の図面の問題性が指摘され、図面を一旦回収したことに基づき、図面作成前に選定方法のシミュレーションを委員会で合意しなければならないと考えられた趣旨であるのでしょう。

しかし、第３回委員会では、中継基地の図面は別としても、他の具体的図面については、それを踏まえた上での具体的な議論がなされたはずです。

例えば、第３回の議論では、議事録概要７頁の森住委員、同９頁の佐藤委員、片山委員など、候補地を選定するための具体的手法や、より具体的な資料の提示の必要性について述べられています。

このような第３回委員会の議論を活かすためには、第４回委員会の資料として、資料２だけでは足りないと考えます。

委員会進行の当初予定では、本年９月下旬に「１次選定まとめ」とされていたのであり、そのためには、第４回委員会において、候補地選定作業が抽象論レベルで止まっていてはならないと考えます。

そこで、滞りなく、具体的な候補地選定作業を進めていくために、少

奈良市役所 受付 18.7.27

なくとも、第４回委員会当日までに、第３回委員会の議論を踏まえて、下記具体的資料を配布していただきたいと考えます。

2　移転候補地を広く検討するための資料について

移転候補地を広く検討することは、最適地を探すためにも、また、最終的に移転候補地とされた付近住民の納得を得るためにも、不可欠なことであると考えます。

そして、移転候補地を広く検討するには、１０ヘクタール以上の空地（移転地として必要な敷地の面積は、緩衝地帯を含めて、この程度でしょう）を全て拾い出し、その中から、公害調停条項第２条の要件を検討する方法になろうかと思います。

そこで、下記の図面①乃至⑤を資料としてご用意ください。

図面①　奈良市内の１０ヘクタール以上の空地を表した図面
図面②　用途地域等土地利用規制関連を示した図面（前回で提示された広域ネガティブマップ４－３）
図面③　自然環境保全関係を示した図面（同上４－４、４－５）
図面④　調停条項第２条の「３００メートル」要件を示した図面
図面⑤　図面①をポジティブマップ、図面②乃至④をネガティブマップと位置付けて、それらを重ね合わせた図面

尚、前回で提示された広域ネガティブマップ４－６は必ずしもネガティブ要件として委員会の共通認識でないので、現段階では提示されるべきではないと考えます。

また、同広域ポジティブマップ４－１２（直接搬入コストシュミレーション）は誤解を生じる図面であると考えるので、提示されるべきではないと考えます。即ち、コストの高低は、本来連続線上にあるのですから、平面図で色分けすると誤解を生じますし、また、中心地に遠ければ高コストは当然の結果なので、あえて誤解を生じる色塗りをした図面を提示する必要はないと考えられます。

3　移転候補有力地を仔細に検討するための資料

公有地は買収の問題が生じないので有力な移転候補地であることには間違いありません。

そこで、公有地については、市有地だけでなく県有地も含めて提示されるべきであり、かつ、公有地については、取得年次や保有目的を記載

されたうえ、当該地及び付近の現況を詳細に記した図面の提示が必要であると考えます。従って、下記の図面①②を資料としてご用意ください。

図面①　奈良市内の公有地を示した広域図面（前回で提示された参考資料１「奈良市並びに土地開発公社保有地の調査」に県有地を加えたもの。そして、各公有地の取得年月日、保有目的の記載を加えたもの。）

図面②　各公有地ごとに、当該地及び付近の現況を詳細に記した図面。特に、「付近の現況」についいては、住宅地、学校、幼稚園、保育園、病院等の施設については、「３００メートル要件」を満たせば足りるということではないので、それらとどの程度の距離関係にあるのかが分かる図面が必要と考えます。

■広域ネガティブマップ(案)
（土地利用規制関連）

第４回委員会	
ネガティブマップ	H18. 8. 2

■広域ネガティブマップ(案)
（自然環境保全関係1/2）

■広域ネガティブマップ(案)
（自然環境保全関係2/2）

第４回委員会	
開催概要	H18.8.2

第４回策定委員会開催概要及び議事録概要版

件　　名		第４回　奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会
日　　時		平成１８年８月２日(水)　18:00～20:25
場　　所		奈良市庁舎北棟６階　第２２会議室
出席者	委員	郡嶌孝委員長、今井範子、岡本志郎、片山信行、木内喜久子、國領弘治、阪本昌彦、佐藤真理、竹内寛、田中啓義、田中幹夫、坊忠一、前迫ゆり、三浦敎次、元島満義、森住明弘、安田美紗子、山口裕司、吉岡正志、吉田隆一、渡邊信久
	事務局	豊田部長、大福参事、北林参事、中村課長、堀内工場長、吉住主幹、松本補佐、田中補佐、棚田主任、平木主任
	ｺﾝｻﾙ	館田剛志、大木雄介、下村由次郎
記録作成者		奈良市施設課
配布資料		報告資料　「移転成功のために私たちが出来ることを考える」 資料１　第３回策定委員会議事録概要版 資料２　ごみ焼却施設の候補地選定方法（素案） ごみ焼却施設の移転候補地を検討する際の基本条件における調査検討項目表（素案） 追加資料　広域ネガティブマップ（案）土地利用規制関連（４－３） 自然環境保全関係 1/2（４－４） 自然環境保全関係 2/2（４－５） 意見書

会　議　内　容

１．部長挨拶

２．報　　告

（１）「移転成功のために私たちが出来ることを考える」　森住明弘委員

（２）「海外ではどの様な工夫でこの問題を解決しようとしているのか
－米国・韓国の例を中心として－」　郡嶌孝委員長

３．議　　事

（１）第３回策定委員会議事録概要版の確認

（２）ごみ焼却施設の候補地選定方法（素案）について

（３）今後の開催日程について

閉　　会

1

意見要約内容	
事務局(豊田部長)	１．部　長　挨　拶
	２．報　告
森住委員 郡嶌委員長	（１）移転成功のために私たちができることを考える（事例報告） （２）海外ではどの様な工夫でこの問題を解決しようとしているのか — 米国、韓国の例を中心として —（事例報告）
	３．議　事
	（１）第３回策定委員会議事録概要版の確認
郡嶌委員長	●　前回の策定委員会の議事録の概要版について、もしも問題があれば前もって、事務局の方へ届けておいて頂きましたらと思います。今日のところで、お気づきのところがある方はいらっしゃいますでしょうか。はい、そしたら、確認というふうにさせて頂きたいと思います。
	（２）ごみ焼却施設の候補地選定方法（第一次選定）について
郡嶌委員長	●　第一次選定のところで、前回の議論を踏まえてもらったうえで、もう一度条件の整理をして頂きました。この条件のもとに、広域ネガティブマップの作成をして頂く訳ですけれども、まずこの条件等のなか、これの専門家であります県の方の環境影響評価の委員でもあります前迫先生、ご意見ございましたら。
前迫委員	●　前回の議事録などを拝見しておりましたら、環境保全地区について、これを一次選定から外す必要があるのかどうかといったご議論もあったようですので、環境影響評価委員という立場からコメントをさせて頂きます。 まず、自然生態系をこの現状において残すということにおいては、当然、受け止めて頂ける部分かと思います。資料の２の②の自然環境を保持するために選定されている地域、その中の環境保全地区につきましては、環境保全地区と景観保全地区とたぶん一緒に挙がってきているものではないかと思うのですけれども、これは自然生態系というよりはむしろ生活環境を保全するために指定された地域であります。 今②として挙げて頂いています自然環境を保全する項目については、やはり妥当と言いますか、これをネガティブマップという第一次選定の段階で指定して頂くのは、妥当な地域を挙げて頂いているというふうに拝見させて頂きました。
郡嶌委員長	●　はいありがとうございました。 意見書を頂いています。配布させて頂いてよろしゅうございますか。 意見書を述べられた方々の説明をお伺いしたいと思います。
田中(啓)委員	●　意見書で書いてある内容と、奈良市の方からご説明頂いたことを対比しながらご説明したいと思います。 はじめに、というところですけれども、とにかく早くマップを作って選定地を

	やりましょうということに尽きます。前回、ネガティブマップ、ポジティブマップがあって、いったんは回収になったのですけど、実はその中には、有効なものもあった訳です。 　例えば、公有地のマップがありました。それは市有地だけじゃなくて、県有地なんかも示してほしいとか、買収した年度、どういう目的でしたのかということも付記してほしいなどという意見もありました。焼却場を造るには、４ヘクタール、もっと余裕を盛れば 10 ヘクタール位必要だから、10 ヘクタール位の空き地がどこにあるのかを示した方が全体が判りよいのではないか。 　特に、２項で移転候補地を広く検討するための資料ということについて、書きましたのは、図面１、奈良市内の 10 ヘクタール以上の空き地を表した図面というのがまずはスタートになるので、こんな図面もまずあったらいいじゃないかということをまず言ってます。 　それから図面２とか図面３、図面４、こういうのはいわゆる環境関係のネガティブマップになる訳です。奈良市の方から出されている①、②、③、④、あるいは⑥も入るかもしれませんが、同じような趣旨だと思うのです。環境関係のネガティブマップを作るというのが重要ではないかというふうに考える次第なのです。 　奈良市の方で、①から⑨まで出てきましたが、この中の実は、⑤⑦⑧は環境面ではなくて、経済面です。移転先の住民との関係が非常に重要だと。移転先の環境の問題になる訳です。これは住民の方が引き受ける訳ですから、ものすごく環境面が配慮されるべきです。 　これは私見なのですけれども、広域マップと狭域マップは違うマップかもしれませんが、分けて段階を追って作る必要はなく、環境面に関するものは一次選定、二次選定分ける必要ないじゃないか。 　①の 300 メートル以内に学校、幼稚園、保育園、云々というのは、二次選定じゃなくて、一番重要な問題だと言えます。一次も二次も関係なしです。環境面は一気に次回に全部出して頂ければいいのではないかと思います。 　⑤⑦⑧というのは、これはお金の問題で奈良市住民が全員負担すればいいということも言えるだろうし、あるいは前回、コストのマップが出され時期的に早すぎるというだけのことじゃなくて、私見としては、あの色塗りのコストというのは、ほんとは線的な問題だから、ああいうふうに色塗りで分けてしまうと誤解を受けるというので、私は不要、有害だと思っています。 　移転候補地を広く検討するための資料として、まず空き地から始まって、環境面をまず押さえていく、ということを一気にやったらどうでしょうか。 　意見書の３番図面１ですが、移転候補地有力地を子細に検討する際に、一方でお金の問題との関係も出てきますけれども、そうすると公有地というのが、やっぱり買収の問題、お金の問題からして、有力な移転候補地であることは間違いないと思います。前回、公有地のマップが出された時に、さらに県有地を加えたら

	どうかとか、買収年度がどうか、主要目的は何なのか、という話がありました。もし公有地の中に、環境面で適切なところがあれば、具体的になる可能性もあると思います。 それから３番図面２ですが、付近の現況についても仔細に出して頂いたらどうでしょうか。住宅地、学校、幼稚園、保育園、病院なんかの施設は、調停条項では 300 メートル要件というのをつけました。公有地というのは一つの大きな候補地になるならば、公有地を中心とした広がりのあるいろんな施設とかも入れたマップも頂ければと思います。 もう一回繰り返しますけど、次回までに、環境面に関する一次、二次ではなくて、全部合わせたマップ作り、それから公有地に関する周囲の仔細な図面、この二つが頂ければ、かなり進行するのではないかと思います。
事務局(吉住)	●　ご意見を伺いまして、今日出せる地図をコピーしておりますので、お配りさせて頂けたらと思います。 田中（啓）委員のご意見に対して、まず１番のはじめに、ということで第 3 回の策定委員会におきまして、地図を出させて頂いたのですが、ネガティブマップを作成するにあたっては、特に環境保全地区というお話もありましたけれども、こういうところをきちっと入れるか入れないか、ということを決めない限り、最終的に地図ができないのではなかろうかというご意見もありました。結果的に、資料については回収という形の中で、市としては次回については調査方法についてもう一回見直しさせて頂きますということで、回答させて頂いた中で、今回の資料になったということであります。 ２番のご意見ですけれども、今、奈良市の絞り込み方法については、基本的に一次選定につきましては、お手元にお配りした資料ということで、約 86000 分の１ということの縮尺で、図面１の 10 ヘクタール以上の空地を表した図面は、この縮尺では到底対応しきれないという形になります。 図面２、図面３につきましては、今お手元にお配りさせて頂いております。 図面 4 ですけれども、調停条項第 2 条の 300 メートル以上の要件を示した図面ということですけれども、奈良市 10000 分の 1 で、図面ということになれば、Ａ０サイズの地図が約 10 枚近く要るものですので、非常に膨大な資料になってきます。一次選定で、86000 分の１で絞り込んで、二次選定にいった時点でもう少しエリアが小さくなったところを 10000 分の 1 程度のもので検討頂けたらということで先程説明したような形になっております。 図面 5 につきましては、図面４の内容を入れておりますので、二次選定以降で対応できたらと考えております。 次に、意見３番ということで、移転候補地の有力地ということで、特に公共用地というご指摘がありましたけれど、前回の図面より大きな図面で出してほしいということで策定委員会で決まりましたら、次回で出させて頂けるかと考えています。ただ、公有地を特別に縮尺を大きくして検討して絞り込むのと、地域全体

	から一次選定、二次選定、三次選定という形で絞り込んでいくのとちょっと進め方が違うものですので、できましたら一次選定、二次選定のなかで、基本的に地図を拡大したもので公有地がありますよという形で対応できたらなと思います。ネガティブマップで削除される条件のところを拡大して先に検討するというのも、おかしいかなと考えております。 奈良市の公有地については出させて頂いておりますが、県というお話がありましたので、県の土地開発公社等に行って話を聞かせて頂きましたが、今の時点で、将来清掃工場の候補地として県としてはここ空いているから、使ってもいいですよ、という答を出せない。結果的に絞り込んでいく中で、この絞り込んだ区域に、県有地の未利用地があれば、その時点で相談に乗らせて頂きます、という回答を頂いております。
佐藤委員	● 正直申し上げて、テンポが遅すぎると思います。公害調停で合意に達したところを目指して、次回の9月の段階、第5回では一次選定のとりまとめ、最初の委員会の日程では、二次選定となっています。非常にテンポが遅くなっており、信じられないというのが率直な気持ちなのです。 事務局の方で、思っていることは率直に出して頂いて、一つ一つ詰める作業をやっていくことが大事だと思います。 根本的に、一次選定、二次選定、三次選定というやり方については森住先生の方から、「半径1キロの中でもう一辺適地かどうかを検討して、実際に4ヘクタール位の空き地があるかないかを調べて適地かどうかを検討していかないとダメですよ。」と言う提示があるのです。だから大きなところで括っていって、第一次選定で絞ったら外れてしまったら、そこの所は相当大きなところでも全部対象から抜けてしまう。 私共の方の意見書の2にありますけれども、移転候補地を広く検討するためには、むしろ用地10ヘクタール以上の空き地を奈良市全域の中からピックアップすることが大事ではないですか。その上で、田中（啓）委員が説明した5つの図面をお願いするということにしました。 それと、あとは4か所の官有地ですが取得年次、どういう開発目的で取得されたのか、それから現状その辺も入れた、詳細の図面を出してやはり検討の素材にしていくということで、作業をしてこの委員会に出して頂きたいと思います。
A委員	● 86000分の1の図面で、歴史風土の所で、非常に広く区域が設定されているんですけれども、この中を見ていっても、空閑地があります。全く開発の見通しがない、あるいは保全される見通しもないという区域が、これだけでよくわからないと思うのです。
森住委員	● この条件の①から⑨までを除外条件にしていますけれども、この中のかなりの要件は実際選定された時に、点数をつける、いい所は高い点をつける、そういう項目もかなり含まれている訳ですよ。その選別をしないで、除外か、ゼロか一かの議論をここでしているからマズイのです。

	ゼロか一かの議論ができる所、明らかにもうダメな所はありますね、法的に。そういう所だけに絞られたらいいと思うのです。 もう一つは、ごみ焼却工場は非常に悪いというイメージで作っておられますね。普通の工場だと、危険度もそんなに高くない工場だと、そういう前提でもう一度この基準を見直して頂きたいのです。 それで除外するものと除外しないものを決めまして、除外しないものは、点数をつけて後で優劣関係をつけていく、こんなことでいいと思うのです。工場ですから場合によってはそこに法的にできるんだったら入れといて、後の条件のところで、点数を低くすると、そういう手法もありますから、その辺を一辺ずっとどの項目でも考えて頂きたいのです。 もう一つは、3番目の人口密集した地域、今回の地図ではありませんね。いわゆるＤＩＤ地域というのは。これ、外されたのですか。前あったものを外されておりますし、もう一辺項目そのものを、ゼロか一かでできる議論と、それから後で入れてもいいけれども評価項目で入れておいて低い点数をつけるか高い点数をつけるか、そういう項目に分けると、その辺の作業をやって頂いた方がいいのではないかと思うんです。 それからもう一つ、この奈良市の今のやり方で成功した事例あるのですか。多分これでやられると論理矛盾がいっぱい起こって、住民の方からみると矛盾いっぱいつかれて、多分ダメになると、初めに言いましたね。そういう意味で成功事例があったらそれをぜひ示してください。こういう三段階でやられまして、非常に矛盾無く選べたのか、その事例があったら私達も納得できますが、これは多分無理だと思うんです。ぜひ事例をお願いします。
前迫委員	●　自然環境保全についての考え方として妥当であるというお話を先程させて頂きましたが、データの扱いとして引っかかるのは確かでして、やっぱりこのＡ３のサイズに地図を落とすことに無理があるんですね。データ自体に不信を招くような表示をされるとやっぱり双方、委員の方も誤解を招きますし、そういう意味では地図のスケールを考えて提示頂くことは大事だと思います。 もし紙データで無理があるのでしたらデジタルデータで入れてしまうとか、もう一つはＧＩＳデータというのが普通に使えますので、2枚とか3枚になっているのをＧＩＳで重ね合わせて、どこがどう空いてくるかというのをスケールの、１万１とか、５千１で見ることはできる訳ですね。 データの示し方自体をもう少し考慮頂いた方がいいかなというふうに思っております。
Ｂ委員	●　一次選定、二次選定、三次選定それは判るのですけれども、要は物理的な選定なんです。問題はそこに住んでおられる方がどういうふうに感じておられるかということが一番大事だと僕は思っています。 二次選定のところに、候補地区の委員の選任というのがありますけれども、出て来る人はいないと思います。

	それともう一つは、中ノ川なんかの市有地について、一番候補地として取りやすいというふうには思います。いろいろ候補地を出して頂いてもいいと思います。今のままで、今年中に候補地は決まりませんよ。具体的に、今年中にどうやって候補地を決めるのか、スケジュールを出して頂いたらありがたいと思います。
渡邊委員	● マップを作ることは、これはこれでとても意義のあったことだと僕は思っています。示し方はさらに改善の余地はあると思いますが。マップは目安として非常に良かった。 今日配られました意見書によりますと、マップによって絞り込んでいく方法と、公有地を挙げていってそれぞれを比較する方法、これをパラレルで進めるべきであるというふうに私には読めます。 最初はマップを作るという方法から動き出しましたが、マップに関していろいろ批判が出てきています。一方で公有地については、あまり強い態度でまだ動いていない。少しシフトして、公有地をリストアップして、その時点でそこの住民の方にお話を申し上げるという形がいいのではないかなと思います。マップでは難しいから公有地から考える方法を今検討しようとしているんだけれど、相談にのってくれないだろうか、という形ですと、来てもらえるんじゃないかなという気もします。 マップテクニカルなところは、ある程度の功績はあったけれども、少し方法を変えていかないと、少しつらいかなと感じております。
吉田委員	● 次回の会議資料においては、これは何々委員がこういうふうな意見を出されているので、それについての回答をはっきりと判るような資料の提示でお願いします。
郡嶌委員長	● コンサルタント、今言って頂いたような形というのは、作業できますか。
ｺﾝｻﾙ(館田)	● 先程、何点か質問があった中で、三段階での手法というのは、浜松市さんでやられました。かなり広大な土地を選定する手法として使わせて頂きました。 ご指摘あった点なのですけれども、まず病院関係及び通常の小学校、中学校、高校、大学、そういったところは、既にリストアップしてございます。ただ図面に落とした段階で相当な数です。ただ、専修学校だとかそういったそれ以外の語学スクールだとかロースクールはどうするのだとか。病院なんかも、通常の病院と言われるところはいいんですが、たとえば老人介護のデイケアのところはどうするんだとか、そういったところもやはり本来ここの場で諮って最終的には落としていきたいなという思いはもってございます。 今の段階で、この大きい図面の中に点がいっぱいバタバタつきますよ、というような状況でよければ、作業はできますけれども、その中でじゃあ空地があるかどうかというと判断は非常に難しいというのをご理解頂けたらと思うのですけれども。
郡嶌委員長	● 必ずこれはダメだという所と、少し交渉の余地があるよという形で考えて頂い

	て、そしてそういう図を作って頂くという形が一つ、それから二つ目は、300 メートル以内のという①番ですね、これをぜひとも、作業としては次回までに間に合いますか。
ｺﾝｻﾙ(館田)	● 今言ったように、点でよければ、ある程度は記載できると思うのですけども、現状、今のＡ３の中でいくと、約２ミリから３ミリ、４倍にしても、４ミリとかいう点がこういっぱいバタバタつくような形にしかならない気がします。
佐藤委員	● 大きな図面にしてくださいよ。何もＡ４にする必要はないです。もっと大きくていいんです。
郡嶌委員長	● それとも資料として配らないで、ここで提示をしてもらうという形だと大丈夫ですか。
ｺﾝｻﾙ(館田)	● そういった形であればわりと作業的には一枚の絵ですみますので、大丈夫だと思います。
郡嶌委員長	● それが我々が検討していく上において、どうなるかですね。そこのところの検討が一つ必要ですね。今おっしゃったような形で良ければ出して頂けるということで、まあ準備だけしておいてください。 作業としての一つは、森住委員、片山委員の中で、リジットなものとそれからフレキシブルに考えられるところの問題で、整理をして頂いて、一つ出して頂くということ、それから二つ目は、公有地の問題ですね。必ずしも決定的に絞り込むという形のものとはしないけども、検討材料にする、言い換えると参考資料として作って頂くというのはいかがでしょうか。
佐藤委員	● 今まで奈良市が事務局サイドでやられていた手法でいくと、いちばん懸念するのは、森住先生が言われるように、絞ったらこういう地域があるということで、やっぱり決めなきゃいけませんね。並行作業としてパラレルで作業していくということでやってほしい。
事務局(吉住)	● 次回もう少し大きな図面でさせて頂きます。
郡嶌委員長	● それから、同じように 10 ヘクタール以上の土地ですね。これについても作業できますか。これも参考資料という形で。
事務局(吉住)	● 10 ヘクタール以上ということで、今説明ありましたように、少なくとも今縮尺 86000 分の 1 なんですけど、10000 分の 1 で。
郡嶌委員長	● そしたらスライドで見せて頂くという形で。
事務局(吉住)	● 空閑地の定義をね、ちょっとお示し頂いて、それで検討させて頂けたらと考えておるのですけれども。
森住委員	● 10 ヘクタールとは別に限らないで、前後してもかまわない訳です。例えば 8 ヘクタールとか、少し超えてもかまわない。だいたい 4 ヘクタールぐらい最低必要です。 細かく言うとまたややこしい、いっぱい出てきますから、アバウトな感じでこういうところがいいという感じでいいと思います。要するに空いている所です。
事務局(吉住)	● たぶん数百箇所ではすまないと思います。連続してくると思います。極端に言

	えば、都祁、月ヶ瀬地域でしたら、10ヘクタールで、ポツポツポツではなくて、連続して帯状に出てくる。東部地域の山間部でしたら、集落以外の所については農地とか山林ですので、全て空閑地という位置付けになりますので、どうしてもそれがなければ進められないということであれば、できる限り、どこまで整理できるかは別として。
郡嶌委員長	● そうですね、今、森住先生がおっしゃった形を頭に入れながら、少し作業だけやって下さい。それがあかんというのであればまた別の考え方でやっていけばいい話ですから。 まとめさせて頂きます。 次回は、そういう面からいくと、①番の問題ですね。これのネガティブマップが出れば、ということと、それから公有地10ヘクタール以上のものについては、参考資料という形で、検討の材料の取り扱いにさせて頂きます。そこに絞り込むという意味合いを持ないということで、よろしくお願いしたいと思います。 次回は9月25日に決定をしておりますけれども、この時に、ごみ焼却施設の建設に向けての施設整備のあり方について、先進的な都市の事例を渡辺委員に少しそういう形の話を、今日と同じように皆さんなの共通化するために、理解を深めて、他都市の先進地域での視察、それからここにおける現状等も含めた形でのものをどう考えるかということで検討させて頂きたいと思います。渡邊委員にご説明頂くということでよろしいでしょうか。
	（3）今後の日程について
郡嶌委員長	● 次次回についての日程を決めさせて頂きたいと思います。事務局として案ございますか。
事務局(吉住)	● 他都市の視察を年内にお願いしたいと思いますので、できましたら11月の下旬頃にお願いできたらと考えております。
佐藤委員	● もう少し早い方がいいのではないですか。せめて11月上旬。もう少しペースを上げてほしいと思います。
郡嶌委員長	● そうしたら次次回は、11月7日の１８時からということで、決めさせて頂きす。

【決定事項】

＊　特になし